

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（第一条関係）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

|  | 改<br>正<br>後   | 現<br>行 |
|--|---|--------|
|  | （料金）  | （料金）   |
| 第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第二項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。                      | 第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第二項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。 |        |
| 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。   | 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。   |        |
| 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。  | 一 （同上）  |        |
| 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。   | 二 （同上）  |        |
| 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第一号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割的重要性、国民の負担能力 | 三 （同上）  |        |

、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 國際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一～四 (略)

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。)を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、

同様とする。

6 第一項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、前項の料金について適用する。

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の收支の状況

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)  
七 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

一～四 (同上)

5 (同上)

を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

第八十七条（不当に郵便の役務を提供する等の罪） 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第一項の規定により届け出た料金、同条第三項の規定により認可を受けた料金若しくは同条第五項の規定により定め、若しくは変更した料金又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款によらないで郵便の役務を提供した者

二～四 (略)

第八十九条（報告をしない等の罪） 第六十七条第七項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の取締役又は執行役は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条（報告をしない等の罪） 第六十七条第七項の規定による

報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の取締役又は執行役は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条（収支状況を公表しない場合等の過料） 第六十七条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第八十七条（不当に郵便の役務を提供する等の罪） 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の罰金に処する。

二～四 (同上)

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可（第六条 第十五条）

第二節 業務（第十六条 第二十五条）

第三節 監督（第二十六条 第二十八条）

第三章 特定信書便事業（第十九条 第三十四条）

第四章 雜則（第三十五条 第四十二条）

第五章 罰則（第四十四条 第五十二条）

附則

（定義）

第一条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第一項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつ

現 行

目次

第一章（同上）

第二章（同上）

第一節（同上）

第二節（同上）

第三節（同上）

第三章 特定信書便事業（第十九条 第三十三条）

第四章 雜則（第三十四条 第四十二条）

第五章 罰則（第四十二条 第五十二条）

附則

（定義）

第一条（同上）

2（同上）

3（同上）

4（同上）

て、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日

に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書

便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にて差し出される場合にあつては、三日を超えて一週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むものをいう。

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの

二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの

三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

一 （同上）

二 （同上）

5 （同上）

6 （同上）

7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さの合計が九十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの

二 （同上）

三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

8 (同上)

9 (同上)

#### (料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金(「一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第一号において同じ。」)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。)。
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第一号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るもの）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の掲示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第一項において同じ。）、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

四 (同上)

(信書便約款)

第十七条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

(料金等の掲示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第一項において同じ。）、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

**第十九条** 一般信書便事業者は、正当な理由がなければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

2 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務を提供してはならない。

3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

**第十九条** (同上)

2 (同上)

3 (同上)

### 第二章 特定信書便事業

#### 第二十九条～第三十一条 (略)

(信書便約款)

(新設)

**第二十三条** 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るもの)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいづれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでない」と。」

- 3) 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

#### （準用）

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第二項、第十条から第十八条まで（第二十七条第二号を除く。）の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第十八条中「第六条」とあるのは「第十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第二十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第一項、第十三条第二項及び第十四条第二項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第二項中「第十七条第一項」とあるのは「第二十二条」とあるのは「第二十条第一項第一号又は第三号」と、第一条第一項、第十二条第二項及び第十四条第二項中「第九条」とあるのは「第二十二条」とあるのは「第二十条第一項第一号又は第三号」と、第一条第一項、第十二条第二項及び第十四条第二項中「第九条」とあるのは「第二十二条」と、第十九条第二項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第二号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雜則

##### （許可等の条件）

#### 第四章 雜則

##### （許可等の条件）

第三十五条 (略)

2 (略)

(適用除外)

第三十六条 (略)

(報告の徴収及び立入検査)

第三十七条 (略)

2~4 (略)

(審議会等への諮問)

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第一項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一 第一条第四項第一号、同条第七項第二号、第九条第一号又は第十六条第二項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十一条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条（第二十四条において準用する場合を含む。）の規

第三十四条 (同上)

2 (同上)

(適用除外)

第三十五条 (同上)

(報告の徴収及び立入検査)

第三十六条 (同上)

2~4 (同上)

(審議会等への諮問)

第三十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第一項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一 第一条第四項第一号、同条第七項第二号、第九条第一号又は第十六条第二項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十一条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規

定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四 第三十三条第二項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

（聴聞の特例）

第三十九条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による区分をしようとするときは、行政手続法第十二条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2・3 （略）

（不服申立ての手続における意見の聴取）

第四十条 （略）

2・3 （略）

（総務省令への委任）

第四十一条 （略）

（経過措置）

第四十二条 （略）

定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

（聴聞の特例）

第三十八条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による区分をしようとするときは、行政手続法第十二条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2・3 （同上）

（不服申立ての手続における意見の聴取）

第三十九条 （同上）

2・3 （同上）

（総務省令への委任）

第四十条 （同上）

（経過措置）

第四十一条 （同上）

(権限の委任)

第四十三条 (略)

(権限の委任)

第四十二条 (同上)

第五章 罰則

第五章 罰則

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

2 (略)

第四十三条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

2 (同上)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

第四十四条 (同上)

2・3 (同上)

第四十六条 第二十八条（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者

一 第十二条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者

### 二・三 (略)

四 第十九条第一項の規定又は同条第三項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者

五 第二十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行つた者

六 第二十三条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行つた者

七 第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八 第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

九 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

### 第四十八条 (略)

2 (略)

### 第四十七条 (同上)

2 (同上)

### 二・三 (同上)

四 第十九条第一項の規定又は同条第三項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者

五 第二十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行つた者

六 第二十三条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行つた者

七 第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八 第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

九 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

### 第四十九条 (略)

2 (略)

2 (同上)

第五十条 (略)

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五条第一項若しくは第二項（同条第一項に係る部分に限る。）、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条若しくは第十一条第三項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第四十九条 (同上)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条第一項若しくは第二項（同条第一項に係る部分に限る。）、第四十五条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 (同上)

一 第十条若しくは第十一条第三項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (同上)

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第六十条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一條第一項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第一項から第五項までの規定を準用する。

現 行

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第六十条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一條第一項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第一項から第五項までの規定を準用する。